

# 公費負担医療費助成制度とマイナンバーカードとの一体化

## 公費負担医療費助成制度に係る現状と課題

- マイナンバーカードは、安全・確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラ。既に全国のコンビニにおける住民票の取得や健康保険証としての一体化利用、民間企業への利用（R5.1現在173社）などの取り組みが進んでいる。
- 一方、公費負担医療費助成制度については、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」の中間とりまとめ（令和5年2月）において、「**医療DXの取組の中で実現を図る**」とされ、また、「医療DX推進本部幹事会」（令和5年3月）では、「**公費負担医療や地方単独の医療助成などに係る情報を共有していく**」とされるなど、国でも議論がなされているが、医療扶助（生活保護法）を除き、**具体的な内容やスケジュールは示されていない**。

※公費負担医療費助成制度は別添参照。人数は医療費助成を受けている人の数の目安（年間）

|             |                                     |  |
|-------------|-------------------------------------|--|
| 公費負担医療費助成制度 | 法令等の定めがあるもの<br>(14法令+国通知)<br>【17業務】 | ①特定医療費（指定難病）医療費助成制度（難病の患者に対する医療等に関する法律）（約6,800人）、②自立支援医療（障害者総合支援法）（約5,000人）、③肝炎医療費助成制度（約600人）、④児童福祉施設措置医療（児童福祉法）（約600人）など<br>※法律等の定めがある公費負担医療費制度のうち、医療扶助（生活保護法）（約1.7万人）については、R5年度中にマイナンバーカードと一体化 |
|             | 地方単独事業<br>【3業務】                     | ①乳幼児医療費助成制度（約7万人）、②ひとり親家庭医療費助成制度（約1.2万人）、③重度心身障害児・医療費助成制度（約1.5万人）  |

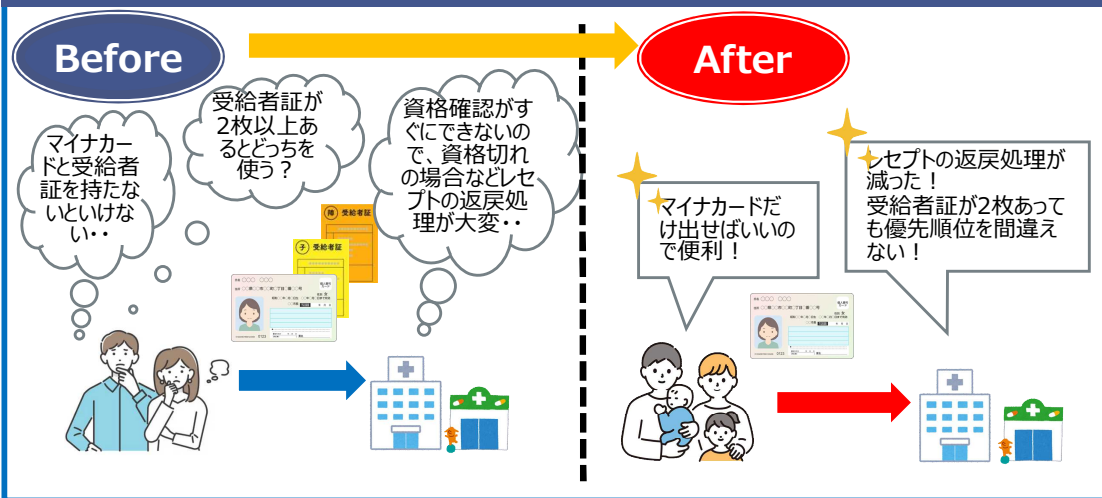
## 提言 マケ保険証の仕組みを活用し、公費負担医療費助成制度の受給者証について、マイナンバーカードとの一体化を加速する必要

理由

- ☑ 健康保険証との一体化だけでは、公費負担医療費助成を受けている方は、マイナンバーカードと紙の受給者証（場合によっては複数）の持参が必要
- ☑ 特に、法令等に定めのある公費負担医療費助成制度については、多くの国民の利便性の向上に向けて、優先的に早期の一体化を進める必要
- ☑ 地方単独事業についても、対象者がより多いことを踏まえ、二度手間にならないよう、同時に一体化に向けた作業を進めることが肝要

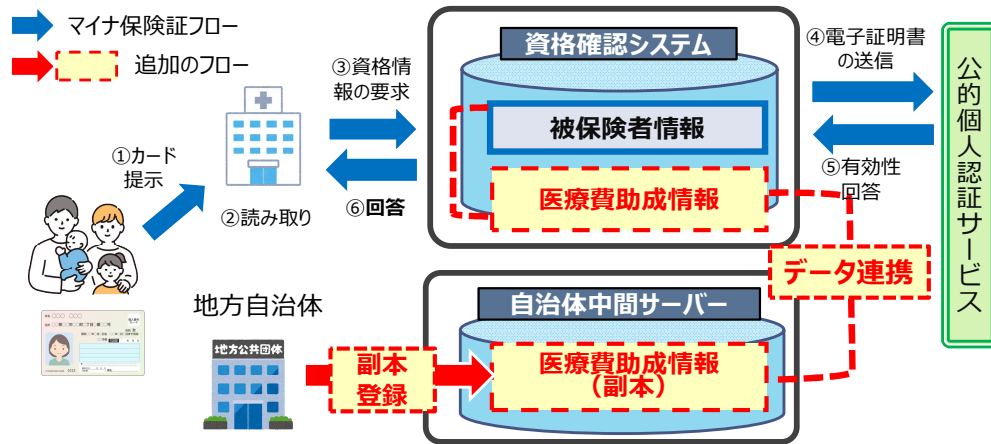
※ 課題とされている市町村の業務フローの標準化や基礎情報の整理等、本県として協力

### 【参考①】一体化した場合のメリット



### 【参考②】公費負担医療費助成制度とマイナンバーカードとの一体化イメージ

#### 健康保険資格情報の確認の仕組みに、医療費助成情報を組み入れる



# 【参考】マイナンバーカードとの一体化を進めるべき公費負担医療費助成制度の一覧

| 大区分  | No | 区分              | 種別   | 高知県における<br>受給者数等の目<br>安（年間） | 根拠法令等  |
|--|----|-----------------|--|-----------------------------|--|
| 法令等で定<br>める<br>17業務<br><br>(法令15<br>業務、通達<br>等3業務) | 1  | 中国残留邦人等<br>への支援 | 医療支援給付   | 60                          | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する <b>法律</b> (以下「法」という。)第14条第4項により生活保護法の規定の例によるとされる医療支援給付 |
|  | 2  | 障害児・者           | 介護給付費の支給決定を受けている者が<br>指定障害福祉サービス事業者から受ける療<br>養介護医療 | 270                         | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する<br>ための <b>法律</b> （障害者総合支援法）第70条  |
|  | 3  |                 | 自立支援医療（更生医療）                                       | 4,800                       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する<br>ための <b>法律</b> （障害者総合支援法）第58条第1項   |
|  | 4  |                 | 自立支援医療（育成医療）                                       | 130                         | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する<br>ための <b>法律</b> （障害者総合支援法）第58条第1項   |
|  | 5  |                 | 自立支援医療（精神通院医療）                                     | 60                          | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する<br>ための <b>法律</b> （障害者総合支援法）第58条第1項   |
|  | 6  | 乳児              | 未熟児養育医療  | 39                          | 母子保健 <b>法</b> 第20条   |
|  | 7  | 児童              | 結核児童療育医療   | 0                           | 児童福祉 <b>法</b> 第21条の9   |
|  | 8  |                 | 児童福祉施設措置医療   | 600                         | 児童福祉 <b>法</b> 第50条   |
|  | 9  |                 | 障害児施設医療  | 30                          | 児童福祉 <b>法</b> 第24条の20  |
|  | 10 |                 | 肢体不自由児通所医療   | 10                          | 児童福祉 <b>法</b> 第21条の5の28  |
|  | 11 | 戦傷病者            | 戦傷病者に対する療養の給付                                      | 0                           | 戦傷病者特別援護 <b>法</b>  |
|  | 12 | 原爆被爆者           | 原子爆弾被爆者に対する医療                                      | 80                          | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する <b>法律</b>  |
|  | 13 | 難病              | 特定医療費（指定難病）  | 6,800                       | 難病の患者に対する医療等に関する <b>法律</b> 第5条第1<br>項  |
|  | 14 |                 | 小児慢性特定疾病医療   | 350                         | 児童福祉 <b>法</b> 第19条の2   |
|  | 15 |                 | 特定疾患治療研究事業（スモン）                                    | 10                          | 局長通知   |
|  | 16 |                 | 先天性血液凝固因子障害等治療研究事<br>業                             | 50                          | 局長通知   |
|  | 17 |                 | 肝炎治療特別促進事業   | 600                         | 局長通知   |
| 地方単独<br>3業務  | 1  | 乳幼児             | 乳幼児医療  | 70,000                      | 地方単独   |
|  | 2  | ひとり親家庭          | ひとり親家庭医療   | 12,000                      | 地方単独   |
|  | 3  | 障害児・者           | 重度心身障害児・者医療（福祉医療）                                  | 15,000                      | 地方単独   |